

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成27年6月30日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡査部長による犯人隠匿及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、奈良県公安委員会がその是正又は再発防止のために採るべき措置を指示した内容が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年7月9日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「公安委員会 平成27年第21回 定例会議会議録」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、全部開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年8月18日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成27年9月3日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡査部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件は、警察官が法令に適合するように、あるいは適合しないように事実認定を操作したということであり、実体的真実を追求するという刑事訴訟法の理念に反する許し難い行為である。

奈良県警察に対する国民の信頼を大きく失墜させたこのような国家からの自由権に関わる事件については、奈良県公安委員会がその是正又は再発防止のために採るべき措置を文書を以って指示しているはずであり、開示対象行政文書が定例会議会議録のみといことは想定できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

(1) 実施機関と警察との関係について

警察法（昭和29年法律第162号。以下「警察法」という。）第38条第3項で「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」、同法第48条第2項で「警視総監及び道府県警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。」と規定されており、ここに言う「管理」とは、大綱方針を定め、それにのっとり警察の運営が行われるように事前、事後に監督することを意味している。また、奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号。以下「運営規則」という。）第2条では「委員会は、会議の議決により、その権限を行使する。」と規定されている。

通常、異なる組織同士であれば、文書をもって指示や連絡等が行われるところであるが、上記のとおり、実施機関は警察を管理し、会議の議決を通じてその権限を行使することとなっており、実施機関から警察への指示は、会議の場において警察本部長に対して口頭でなされるのが通例で、実施機関が文書等により指示する必要はなく、また、それで足りるところである。

(2) 実施機関が保有する行政文書について

実施機関が保有する行政文書は、奈良県公安委員会行政文書管理規程（平成14年3月、奈良県公安委員会規程第3号。以下「文書管理規程」という。）第2条で、「条例第2条第2項に規定する行政文書のうち、公安委員会の委員長及び委員並びに奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）に定める奈良県警察本部警務部総務課の附置機関である公安委員会事務担当室（以下「事務担当室」という。）の警察職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、これらの者が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているもの」とされている。

また、文書管理規程第6条において、実施機関が保有する行政文書は、

ア 公安委員会の会議録（実施機関の会議に提出された行政文書であって、公安

委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。)

イ 警察法第43条の2に規定する事務に関する行政文書

ウ 警察法第79条に規定する事務に関する行政文書

エ その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

とされている。

アの「公安委員会の会議録」については、運営規則第9条第2項の「会議録には、会議の開催日時、出席者、会議の概要その他委員長が必要と認める事項を記載するものとする。」との規定により、開催日時、開催場所、出席者のほか、報告・審議等の概要及び出席者からの主な発言が記載されており、その保存期間は10年である。

イの「警察法第43条の2に規定する事務」とは、奈良県警察の事務又は奈良県警察職員の非違に関する監察について、実施機関が必要があると認めるときに、奈良県警察に対する警察法第38条第3項の規定に基づく指示を、具体的又は個別的な事項にわたって行うものである。

具体的又は個別的な監察の指示は書面により行われ、監察の結果も書面において報告される。これらの事務に関して作成又は取得された文書が「警察法第43条の2に規定する事務に関する行政文書」であり、その保存期間は5年である。

ウの「警察法第79条に規定する事務に関する行政文書」については、実施機関に対し、警察法第79条に基づいてなされる奈良県警察職員の職務執行についての苦情の申出を処理する場合に作成又は取得した行政文書である。

苦情の受理や文書による回答に関する起案文書のほか、苦情、相談等受理処理票、事実関係の調査等を指示した文書、奈良県警察本部長からの調査結果に関する報告文書等がこれに該当し、その保存期間は当該苦情の処理終了後1年である。

エの「その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書」は文字どおり、実施機関が自ら保有する必要があると認める行政文書で、実施機関の承認を得て事務担当室の長が定める期間において保有するものである。

(3) 本件開示請求の趣旨について

異議申立人の開示請求の内容は「平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡査部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件（以下「本件非違事案」という。）について、奈良県公安委員会がその是正又は再発防止のために採るべき措置を指示した内容が分かるもの。」であったことから、異議申立人が求める行政文書は、犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑で逮捕された警察官が行なった違法な事件処理を正しくやり直すこと及び本件非違事案を受けて同種事案の再発を防止するための措置について、実施機関が奈良県警察本部に指示した内容がわかる行政文書と解した。

(4) 本件処分に係る行政文書の特定について

(3)の解釈により実施機関が保有する行政文書を検索したところ、平成27年6月4日に作成された「公安委員会平成27年第21回定例会議会議録」の中に、委員長から奈良県警察本部に対して、本件非違事案に関する指示が記載されていたことから、本件開示請求に係る行政文書として特定した。

異議申立人は異議申立ての理由として、本件処分以外に開示請求に係る行政文書があるはずと主張するが、(3)の解釈に基づき、実施機関が保有している(2)のアからエの行政文書を全て確認するも、本件開示請求に係る行政文書は存在しなかったものである。

なお、(2)イの警察法第43条の2に規定する「監察の指示等」については、実施機関としての意思決定に基づきなされる非違に関する監察の指示である。運営規則第2条では、「委員会は、会議の議決により、その権限を行使する。」と規定されているところ、平成27年6月4日開催の公安委員会平成27年第21回定例会議会における公安委員長の指示は、実施機関として会議の議決を伴った上でなされた指示ではなく、公安委員長が一般的になされた発言における指示であり、警察法第43条の2第1項に規定する監察の指示とは異なるものである。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事案について、実施機関が奈良県警察本部長（以下、単に「本部長」という。）に対し本件事案の是正又は再発防止のためにとるべき措置を文書で指示しているはずであるとして、本件行政文書以外に実施機関から本部長に対し指示した文書（以下「本件対象文書」という。）が存在する旨主張しているのに対し、実施機関は、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しない旨主張しているため、以下検討する。

実施機関は、本件非違事案の是正及び再発防止の措置について、実施機関が本部長に指示した内容がわかる行政文書として、平成27年6月4日に開催された公安委員

会平成27年第21回定例会議（以下「本件会議」という。）の会議録に、実施機関の委員長から本部長に対する本件非違事案に関する指示（以下「本件指示」という。）が記載されていたことから、本件行政文書を特定した旨主張している。

また、実施機関は、実施機関から警察への指示は、公安委員会の会議の場において本部長に対して口頭で行われるのが通例であり、実施機関が文書等により指示する必要はないものである旨主張しており、また、警察法第43条の2に規定する「監察の指示等」については、実施機関としての意思決定に基づきなされる非違に関する監察の指示であり、運営規則第2条では、委員会は会議の議決により、その権限を行使する旨記載されているところ、本件指示は実施機関としての会議の議決による指示ではない旨主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、公安委員会の議決を要する事項については、通常、議事録の「第2 個別決裁・報告」の「審議事項」の項に記載されるとのことであった。

そこで、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件指示に関する事項については、「第1 全体会議」の「報告事項」の項に記載されており、「審議事項」の項には記載されていないことが認められた。

本件会議の議事録の「審議事項」の項に本件指示に関する事項はない以上、本件会議において、本件指示が実施機関としての議決による指示であったとは認められず、文書による指示が行われていたとは認められない。

また、本件会議以外の会議において、本件非違事案についての指示が行われたか否かについて、念のため、実施機関に確認したところ、他の会議においては指示は行われなかったとのことであった。

本件会議は本件事案の発表直後に開催されたものであり、本件指示は本件非違事案の発表後すみやかに行われていることを考慮すると、本件会議以降の会議において、本件非違事案に対する指示が改めて行われたとまでは考えられず、他の会議において指示は行われていなかったとしても不自然ではない。

また、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

これらのことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年 9月 3日	諮問実施機関から諮問を受けた。
平成27年 9月 3日	諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	事案の審議を行った。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	答申案のとりまとめを行った。
令和 3年 8月12日	諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法)	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	